

特定非営利活動法人 コミュニティネットワーク キャスト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 コミュニティネットワーク キャストという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県弘前市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、コミュニティエフエムを通じ、地域住民に対して、まちづくり活動の支援及び地域コミュニティ活性化支援に関する事業を行い、地域住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①住民のまちづくり活動への支援事業
 - ②住民と行政、企業のパートナーシップづくりの支援事業
 - ③まちづくりに関する調査・研究
 - ④ボランティア活動グループのネットワークの構築
 - ⑤地域コミュニティ活性化のための支援事業
 - ⑥中心市街地の整備改善に関する事業
 - ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) 収益事業
 - ①物品販売業
 - ②請負業
 - ③代理業
 - ④出版業
 - ⑤興行業
 - ⑥物品貸付業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、ディレクト会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) キャスト会員 この法人の目的に賛同し活動する個人で、この法人の事業計画を企画・立案し実行する者とする。
- (2) ディレクト会員 この法人の目的に賛同して活動する個人で、総会に出席しこの法人の運営に携わる者とする
- (3) サポート会員 この法人の目的に賛同し、援助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、これを定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書によし、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) キャスト会員 年会費 3,000円
- (2) ディレクト会員 年会費 6,000円
- (3) サポート会員 一口 1,000円

2. 会費の納入期限は、次のとおりとする。

- (1) キャスト会員 毎年4月末日
- (2) ディレクト会員 毎年4月末日。ただし、分納の場合は、半額以上を4月末日までに、残額を9月末日までに納入することができる。
- (3) サポート会員 特に定めない。

3. 年度途中において入会する場合の年会費は、次のとおりとする。

- (1) キャスト会員 金額は、同様とする。
- (2) ディレクト会員 金額は、同様とする。

4. サポート会員がキャスト会員又はディレクト会員として入会する場合において、その年度内に既納のサポート会員の会費があるときは、その額を年会費の額から控除する。

5. キャスト会員がディレクト会員として入会する場合において、その年度内に既納のキャスト会員の年会費があるときは、その額を年会費の額から控除する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名又は3名

2. 理事のうち、1名を理事長、3名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員の資格)

第14条 役員は、この法人のディレクト会員でなければならない。

(選任等)

第15条 役員は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 専務理事は、理事長が任命する。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を総括するとともに、事務局を統括する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問等)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、この法人のディレクト会員でなければならない。
- 3. 顧問は、理事長が推薦し、総会において承認する。
- 4. 顧問は、理事会等に出席し、豊富な経験を生かし、この法人の業務について必要な助言をする。
- 5. 顧問の任期、解任及び報酬については、第17条、第19条及び第20条の規定を準用する。

(職員)

第22条 この法人に、事務職員を置く。

- 2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、ディレクト会員をもって構成する。

(機能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回原則として5月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) ディレクト会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、理事長若しくは理事長が指名したディレクト会員がこれに当たる。

(定足数)

第29条 総会は、ディレクト会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したディレクト会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各ディレクト会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できないディレクト会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他のディレクト会員を代理人として表決を委任す

ることができる。

3. 前項の規定により表決したディレクト会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有するディレクト会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) ディレクト会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したディレクト会員の4分の3以上による多数の議決を経、かつ、法第27条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) ディレクト会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、ディレクト会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときの残余財産は、総会においてディレクト会員の4分の3以上の議決を経て、法第11条第3項に掲げる者のうちこの法人と類似の目的を持つものに寄付するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会においてディレクト会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、陸奥新報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 波多野 厚緑

副理事長 大川 誠・高野 悟・新戸部 洋輔

専務理事 水戸 光宣

理事 一條 敦子・糸田 和照・工藤 朋子・須藤 政勝・高橋 勇蔵・辻 政信

中田 憲飛人・畠山 秀文・前田 周一・南 直之進・渡辺 祐子

監 事 片桐 圭司・川村 文秀

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
4. この法事通の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。
6. この改正定款は、主務官庁から認可された日より施行する。